

## 令和2年度鳥羽市健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度の鳥羽市健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

### ○健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和2年度算定値	—	—	9.3	52.5
早期健全化基準	14.16	19.16	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

### ○資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
定期航路事業特別会計	—	20.0
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	
水道事業会計	—	

〔用語の解説〕

#### 【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率のことをいいます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

#### 【連結実質赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率のことをいいます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### 【実質公債費比率】

経常一般財源に占める、普通会計における公債費の元利償還金及び公営企業の元利償還金への繰出金や、一部事務組合の公債費への負担金等に充当された一般財源の割合をいいます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{標準財政規模} - \text{④}}$$

①元利償還金

②準元利償還金

③特定財源

④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

### 【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことをいいます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})}{\text{標準財政規模} - \text{⑤}}$$

①将来負担額

②充当可能基金額

③特定財源見込額

④地方債現在高等に係る基準財政需要額見込額

⑤元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額

〈注意〉健全化判断比率の計算式の分母に用いられている標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額が含まれています。

### 【資金不足比率】

公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す指標です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

### 【早期健全化基準】

早期健全化基準とは、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る基準です。

健全化判断比率の4つの指標のうち、1つでも早期健全化基準を超えた場合、「財政健全化計画」を策定しなければなりません。これには議会の議決が必要となり、議決された計画を速やかに住民に公表するとともに、知事に報告しなければなりません。なお、前年度決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況を毎年9月30日までに議会に報告し、住民に公表しなければなりません。

### 【財政再生基準】

財政再生基準とは、自主的な財政の健全化を図ることが困難とされる基準です。

将来負担比率を除く健全化判断比率のうち、1つでも財政再生基準を超えた場合、議会の議決を経て、「財政再生計画」を策定しなければなりません。その後、速やかに住民に公表すると同時に、知事を経由して、総務大臣に報告しなければなりません。また、財政再生計画に対する総務大臣の同意を受けていなければ、災害復旧事業債などを除いた地方債を起すことができないなど、非常に厳しい状況下に置かれます。

### 【経営健全化基準】

経営健全化基準とは、資金不足比率における早期健全化基準のことです。

資金不足比率が、経営健全化基準を超えた場合、議会の議決を経て、「経営健全化計画」を策定しなければなりません。その後、速やかに住民に公表するとともに、知事に報告することになります。なお、前年度決算との関係を明らかにした経営健全化計画の実施状況を毎年9月30日までに議会に報告し、住民に公表しなければなりません。